

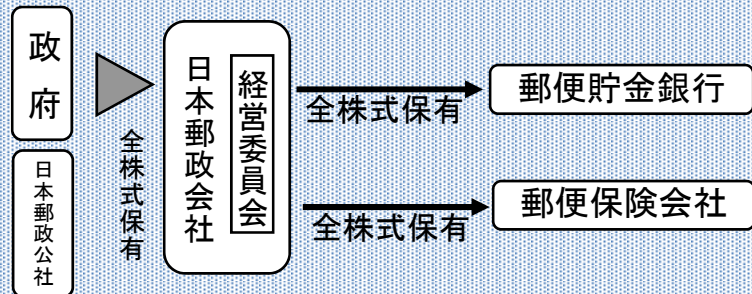
郵便・信書便制度と事業の現状

郵政民営化のプロセス

◆民営化までの3つのステップ

ステップ1 郵政民営化法の公布(平成17年(2005年)10月)

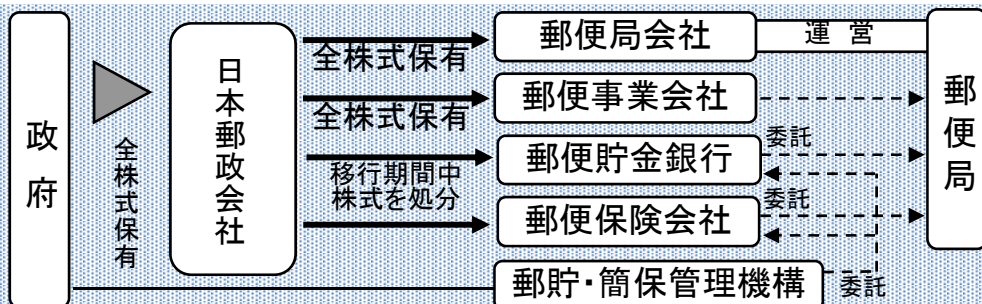
準備期



- 平成18年1月に、将来の持株会社である準備企画会社＝「日本郵政会社」を設立。
- 平成18年9月に、平成19年10月以降に銀行業務、保険業務をそれぞれ開始することとなる「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」を設立。

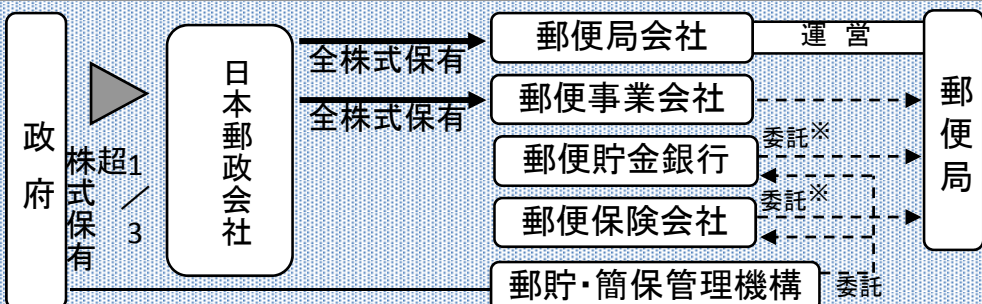
ステップ2 民営化(平成19年(2007年)10月)

移行期



- ①「郵便局会社」「郵便事業会社」を設立、②「郵便貯金銀行」に銀行業の免許、「郵便保険会社」に生命保険業の免許を付与、③民営化前の貯金・保険契約を承継する「郵貯・簡保管理機構」を設立。
- 移行期間は、経営が順調にいくよう経営の自由度を拡大する一方で、民業圧迫にならないよう、バランスをうまくとって段階的に国の関与を低減しつつ制限を緩和。

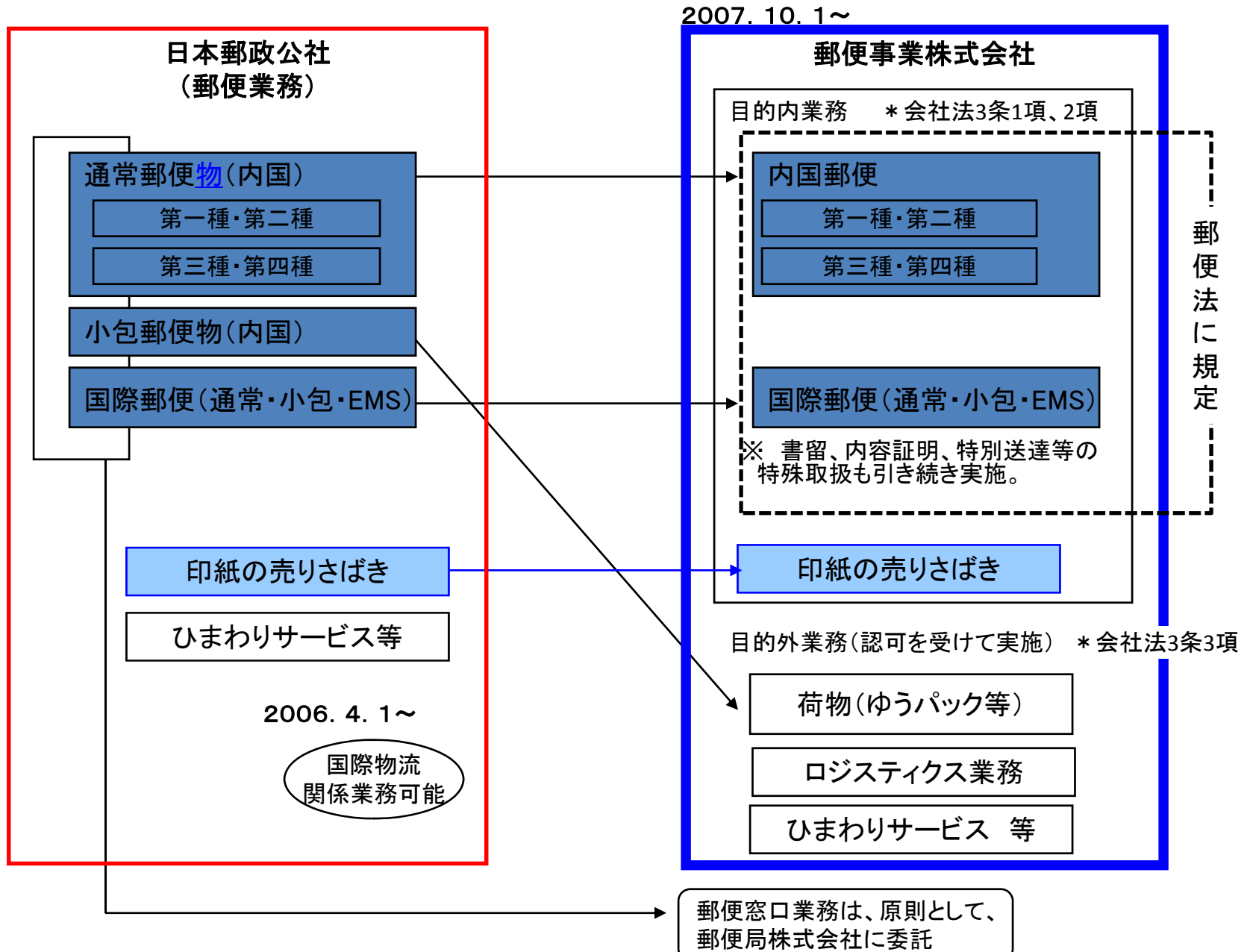
ステップ3 最終的な民営化の実現(平成29年(2017年)10月まで)



- 日本郵政会社をもつ金融2社「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」の株式は全て処分。

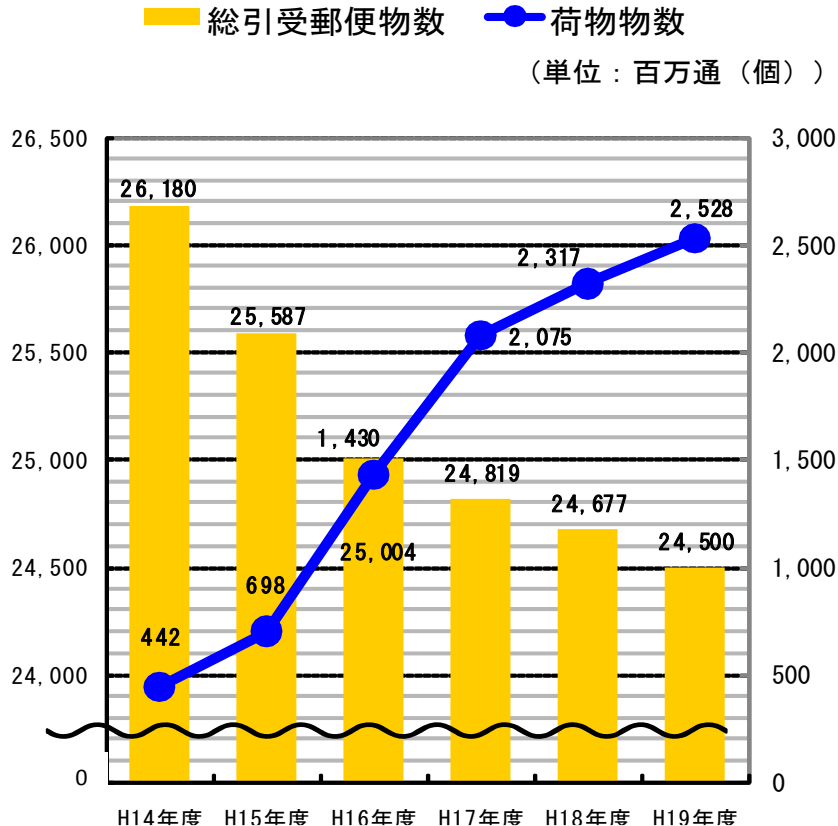
※郵便局会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の契約に基づき、郵便局での金融サービスが提供

民営化に伴う郵便事業運営形態の変化



郵便事業の現状

郵便物数・荷物物数の推移



(出典)日本郵政公社ディスクロージャー誌等より作成

郵便事業の種類別収支(平成19年度下半期)

(単位：億円)

種類別	営業収益	営業費用	営業利益
内国郵便	8,227	7,213	1,015
第一種 (封書)	4,050	3,292	758
第二種 (はがき)	2,898	2,554	343
第三種 (雑誌・新聞)	112	179	▲ 67
第四種 (通信教育等)	5	15	▲ 9
特殊取扱 (書留、速達等)	1,162	1,173	▲ 10
国際郵便	438	405	33
計	8,665	7,618	1,047

注1 郵便法に基づく郵便の業務を対象としている。

2 種類別の内訳については、郵便事業会社が任意で公表を行ったもの。

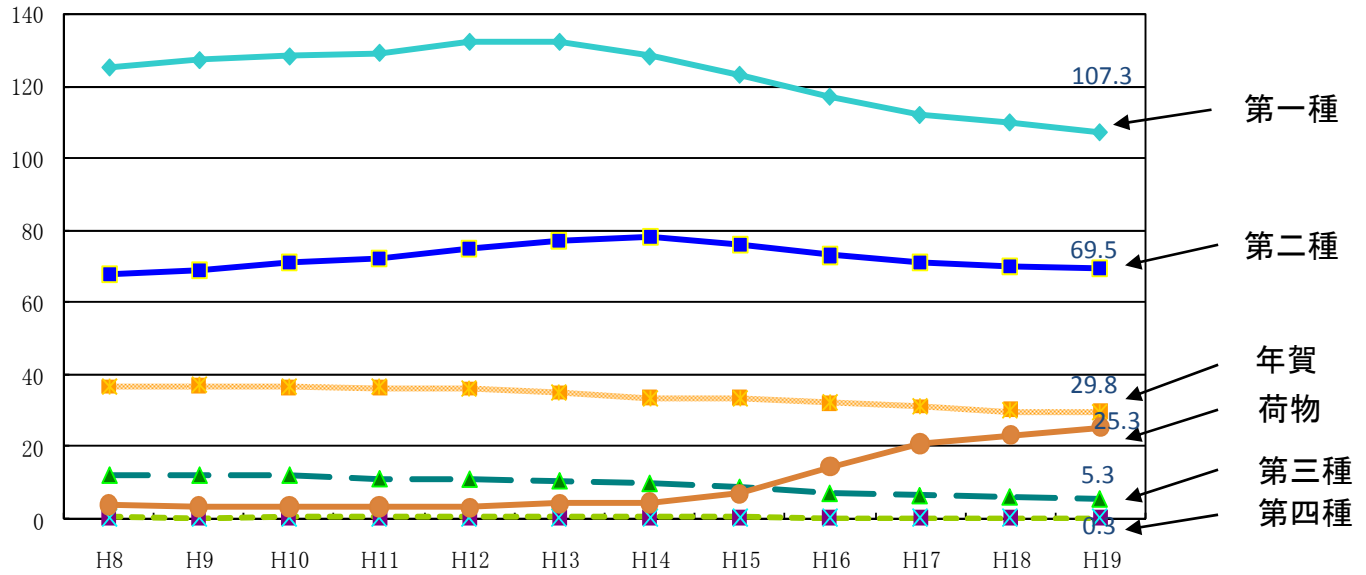
種類別	営業収益	営業費用	営業利益
荷物(ゆうパック等)	1,481	1,486	▲ 5

(注) 荷物の収支については、郵便事業株式会社が任意で公表を行ったもの

種類別引受物数等の推移

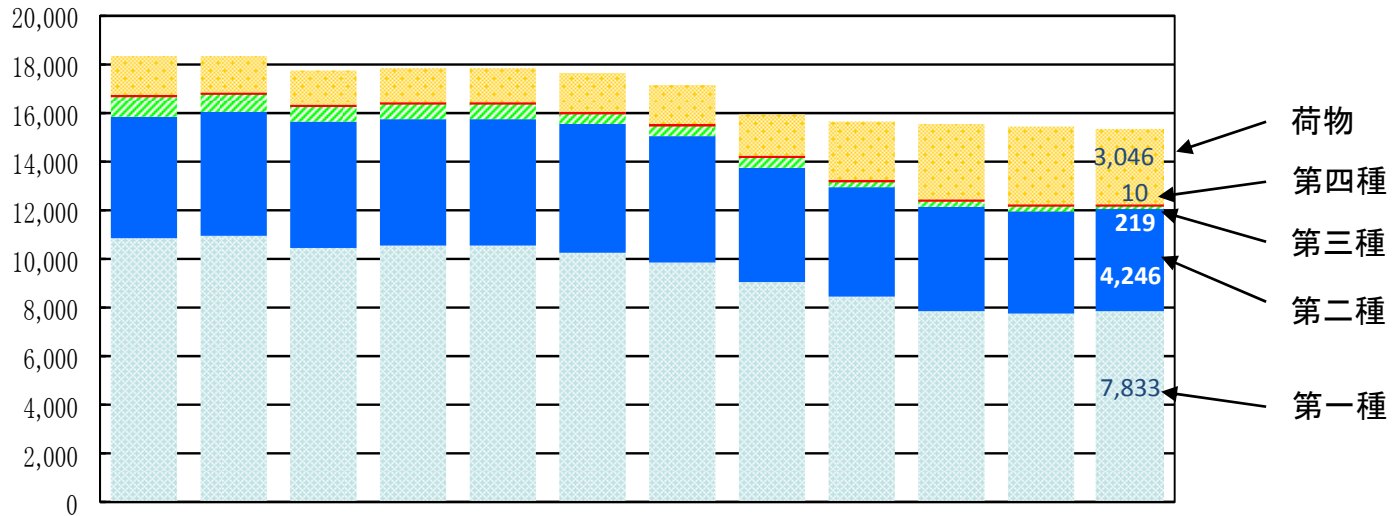
引受物数の推移

(億通)



種類別収益の推移

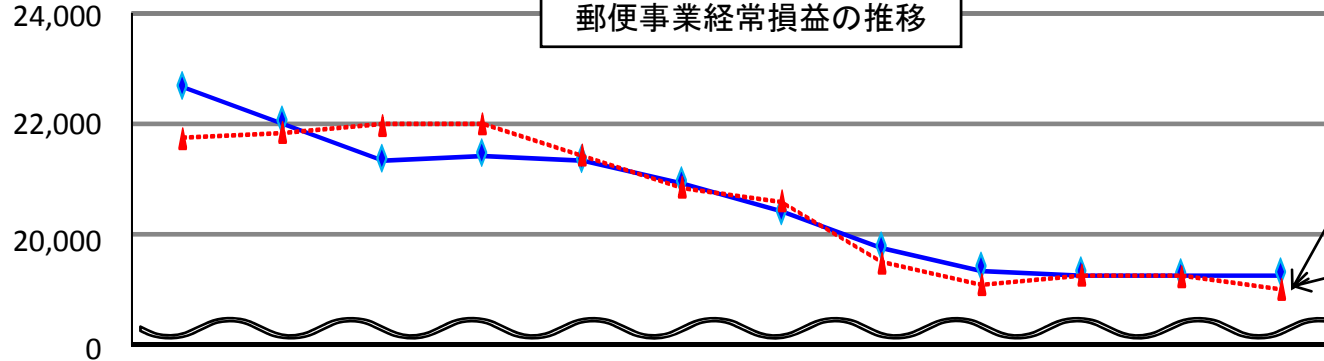
(億円)



(出典) 日本郵政公社ディスクロージャー誌等より作成

郵便事業損益等の推移

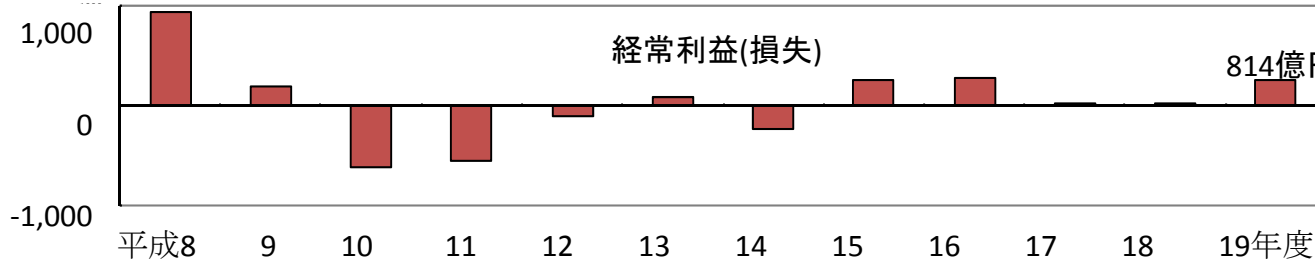
(億円)



(注) 平成8年度～平成14年度は、官庁会計による決算値から消費税額分を差し引くなど企業会計原則に換算した試算値

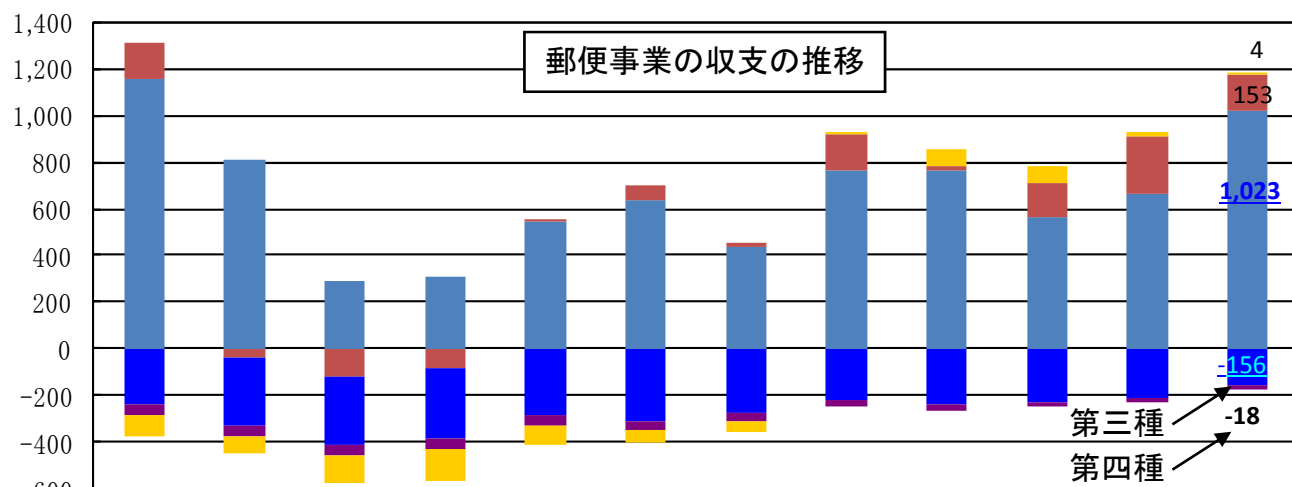
経常収益 1兆9,274億円

経常費用 1兆8,459億円



(注) 平成19年度の値は、平成19年度上期(公社決算)、下期(会社決算)を合算した値である。

(億円)



荷物
第二種
第一種

第三種
第四種

(注) 平成15年度以降は公社化に伴い、企業会計原則に基づく会計処理に変更したことなどから、平成14年度以前の計数と平成15年以降の計数を単純に比較することはできない。
平成19年度は郵便事業会社第1期と公社閉鎖期を単純合算したもの。

* 郵便事業の収支は第一種～第四種及び荷物の収支を抜粋しているため、郵便事業の単年度損益の計数と一致しない。

(出典) 日本郵政公社ディスクロージャー誌等より作成

業務区分別収支と郵便事業の収支(19年度下半期)

(平成20年7月31日 郵便事業株式会社において公表)

(業務区分別収支)

単位:百万円

業務の区分	営業収益	営業費用	営業利益
目的内業務	902,267	797,982	104,284
目的外業務	151,409	151,920	▲511
合計	1,053,676	949,902	103,774

目的内業務とは、郵便事業株式会社法第3条第1項及び第2項に規定する郵便業務、印紙の売りさばき業務等

目的外業務とは、郵便事業株式会社法第3条第3項に規定する荷物(ゆうパック、ゆうメール)、ロジスティクス、カタログ販売等の業務

(郵便事業の収支)

単位:億円

単位:億円

種 類 別	営業収益	営業費用	営業利益	(参考) 通年ベース営業利益 ^{注1}
内国郵便	8,227	7,213	1,015	715
第一種(封書)	4,050	3,292	758	1,023
第二種(はがき)	2,898	2,554	343	153
第三種(雑誌、新聞)	112	179	▲67	▲156
第四種(通信教育等)	5	15	▲9	▲18
特殊取扱(書留、速達等)	1,162	1,173	▲10	▲287
国際郵便	438	405	33	82
計	8,665	7,618	1,047	796
荷物(ゆうパック、ゆうメール) ^{注2}	1,481	1,486	▲5	4

注 1 郵便事業会社(19年度下期)の営業利益に日本郵政公社の19年度(上期)の営業利益を加算したもの(今回公表する資料には含まれない)。

注 2 種類別の内訳及び荷物の収支については、郵便事業株式会社が任意で公表を行うもの。

信書便事業の種類①

(1) 一般信書便事業

基礎的なサービス

- 葉書や手紙など、国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引受・配達するサービス(一般信書便役務)を提供する事業。

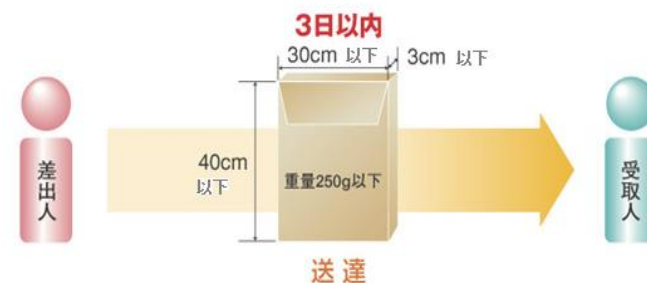
このため、全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるように、次の条件を満たすことが必要とされている。

- (1) 全国均一料金
- (2) 最軽量の場合※については、80円以下の料金 ※25g以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(全国に満遍なく、計約10万本)
- (4) 週6日以上での配達

(参考)

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス



信書便事業の種類②

(2) 特定信書便事業

高付加価値なサービス

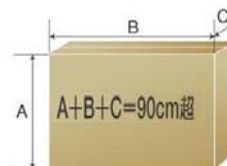
○ 付加価値の高い特殊な需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

(参考)

特定信書便役務:

① 大きい又は重いサービス

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



又は



② 速いサービス

信書便物が差し出された時から、
3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③ 高いサービス

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において
総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)
を超えるもの



1,000円を超える料金

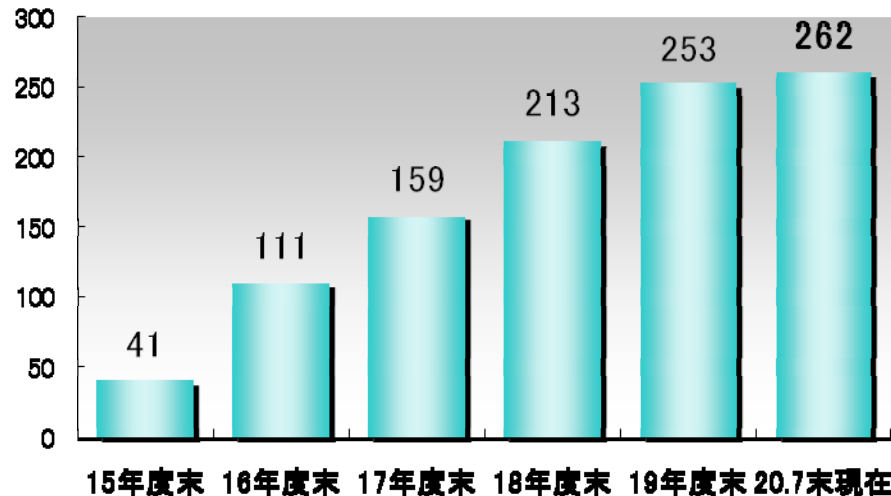
信書便市場の動向

類型別・参入事業者数

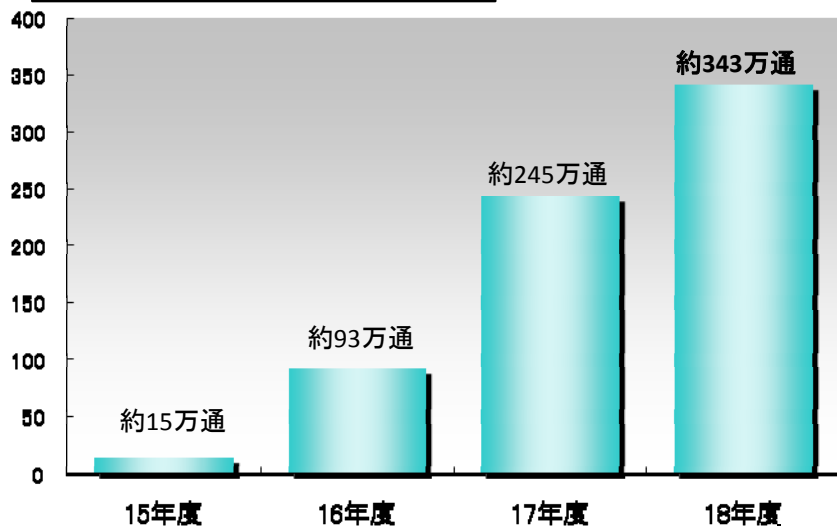
(平成20年7月末現在)

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	262

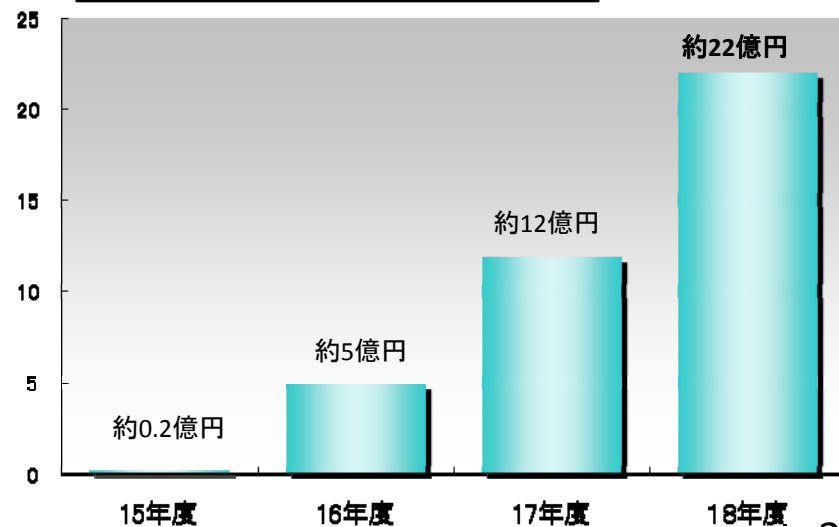
参入事業者数の推移



引受信書便物数の推移

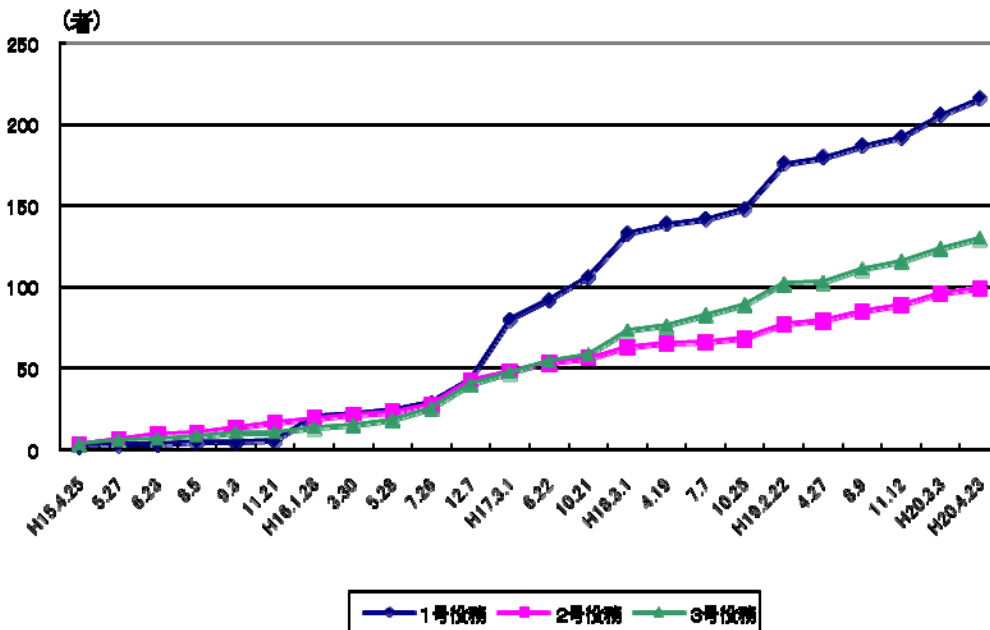


信書便事業の売上高の推移

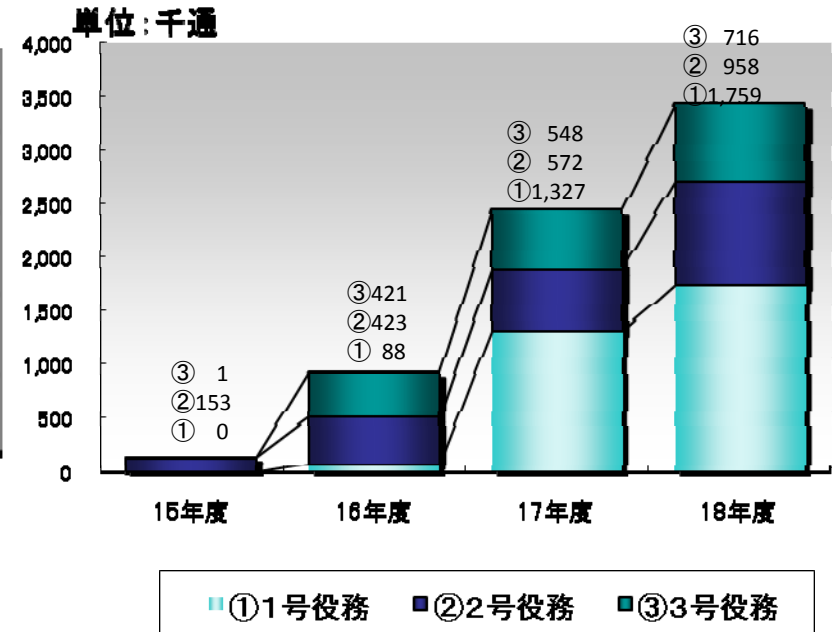


利用が伸びている信書便サービス

参入事業者数の推移



役務別引受通数の推移



役務の概要

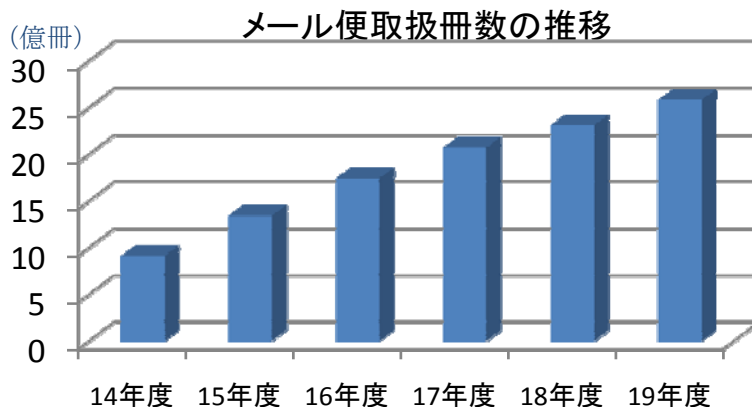
	主なサービス例
大型信書便役務 (1号役務)	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と支庁等の中の文書等配送便(巡回、定期集配サービス) ・貨物に同封された信書の送達
3時間役務 (2号役務)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク便等を利用した急送サービス
高付加価値役務 (3号役務)	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージカードの配達サービス ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

メール便事業の動向

- メール便は、貨物運送事業者が雑誌やカタログなどの「信書」に該当しない軽量な物を配達するサービス（「軽量」であるほか、宅配便サービスと異なるポイントとしては、受取人の受領印を取らない点）
- 平成9年にヤマト運輸が取扱いを開始して以降、新規参入が続き、取扱実績は増加を続けている

民間事業者			(参考) 日本郵政公社	
H9年	ヤ	○クロネコメール便取扱開始	10年	○冊子小包郵便物取扱開始
		↓		↓
15年	ヤ	○クロネコメール便リニューアル ・50g以下と100g以下の2サイズを新設、A4サイズが80円	15年	○冊子小包郵便物の料金見直し（重量区分を簡素化し、一部料金引き下げ）
16年	佐	○（佐川）飛脚ゆうメール（佐川急便が差出人となり、郵便局が冊子小包を配達する差出代行サービス）取扱開始	16年	○冊子小包郵便物適用対象の拡大（CD、DVD等） ○冊子小包郵便物の配達記録の取扱開始
	ヤ	○クロネコメール便のコンビニエンスストアでの取扱開始	17年	○配達地域指定冊子小包（タウンプラス）の取扱開始
18年	ヤ	○クロネコメール便の料金体系を重量制からサイズ制へ改定 ○クロネコメール便の速達サービスの取扱開始	18年	○冊子小包郵便物の重量を緩和（3kg→4kg）

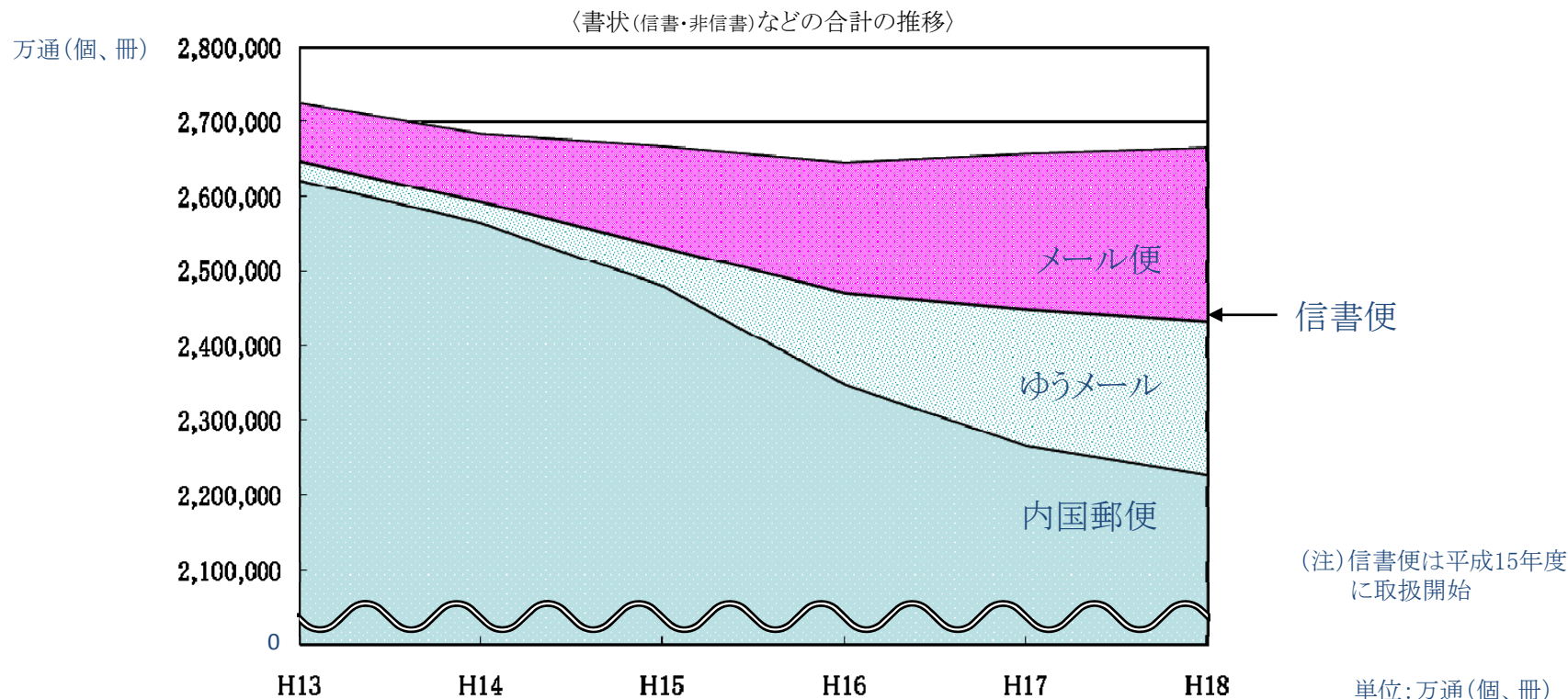
※ヤ=ヤマト運輸、佐=佐川急便



(注) 19年度の冊数に郵便事業網の実績は含まない。

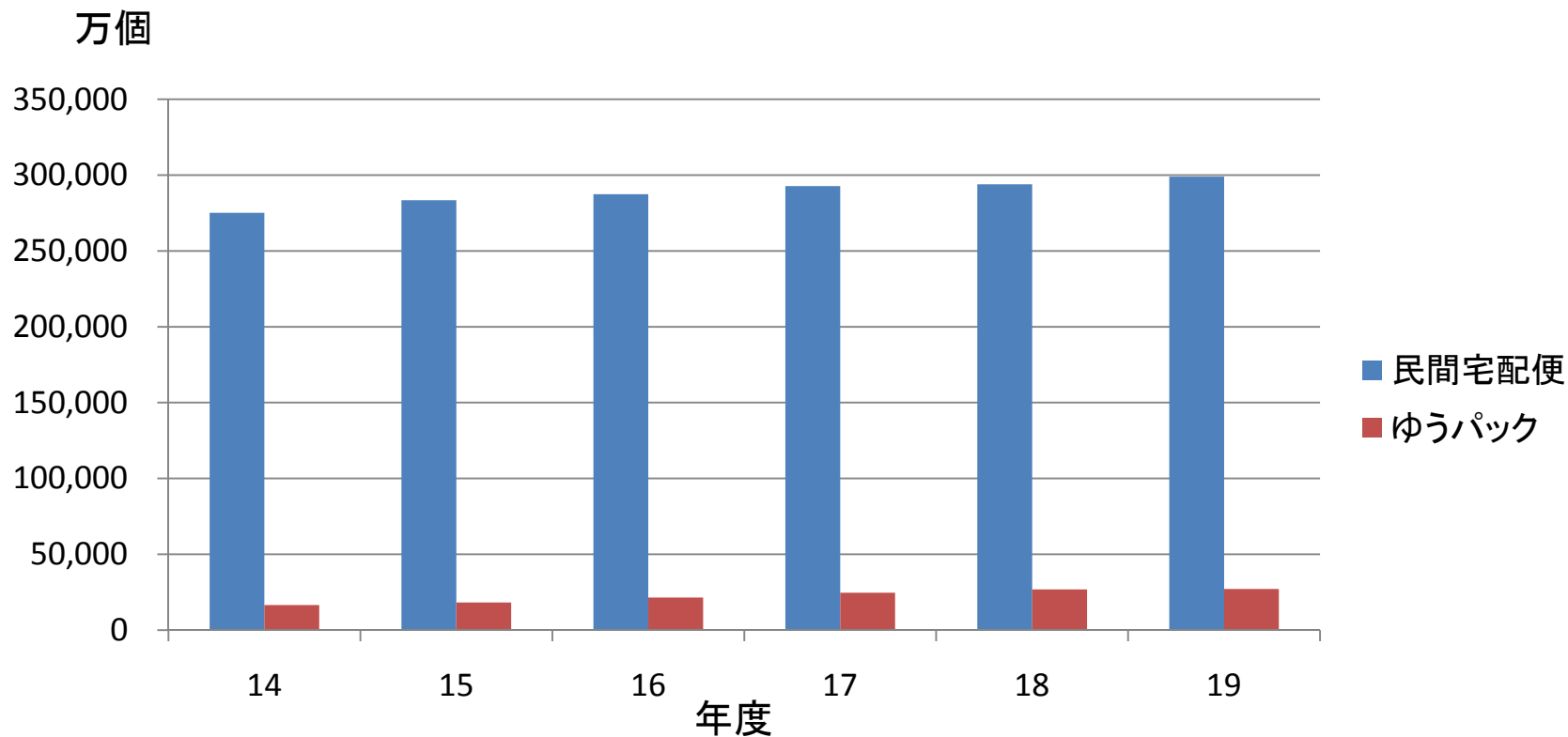
(出典) 国土交通省資料より作成

郵便・信書便・メール便の取扱数の推移



	郵便事業株式会社取扱			信書便	メール便	合計
	内国郵便	ゆうメール	合計			
13年度	2,621,590	24,943	2,646,533	-	77,781	2,724,314
14年度	2,564,740	27,658	2,592,398	-	90,702	2,683,100
15年度	2,480,445	51,583	2,532,028	15	134,478	2,666,521
16年度	2,349,350	121,506	2,470,856	93	173,679	2,644,628
17年度	2,266,611	182,835	2,449,446	245	206,823	2,656,514
18年度	2,228,417	204,947	2,433,363	343	231,011	2,664,717
19年度	2,192,190	225,616	2,417,806	-	257,810	

(参考) ゆうパック・宅配便の取扱数の推移



(単位:万個)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
民間宅配便	275,136	283,446	287,404	292,784	293,919	298,988
ゆうパック	16,573	18,218	21,469	24,663	26,795	27,171

(注1) 日本郵政公社ディスクロージャー誌、国土交通省報道発表資料等より作成

(注2) 民間宅配便の数には、各年度ともゆうパックの数を含んでいない